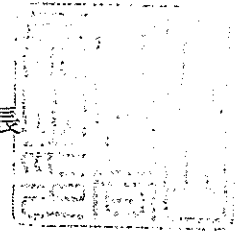


山口労発基 0405 第 2 号
令和 3 年 4 月 5 日

関係団体の長 殿

山口労働局長



「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令
等の施行について」等の一部改正について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より労働行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則第 3 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和 2 年厚生労働省告示第 277 号。以下「告示」という。）については、令和 2 年 7 月 27 日に告示され、令和 5 年 10 月 1 日から施行することとなっています。また、告示第 1 条第 2 号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」については、令和 2 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 3 号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」等の関連通知において、これに該当する者の解釈が示されたところです。

今般、関連通知の一部が改正され、別添のとおり都道府県労働局長あて通知されたところです。

つきましては、貴団体の傘下会員の皆様方に、別添通知の内容を周知いただきたく、御協力を賜りますようお願い申し上げます。